

一般名処方加算に関する院内掲示

当院では後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

そのなかで当院では後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく薬剤の成分をもとにした、一般名処方を行う場合があります。一般名処方とは、お薬の商品名ではなくお薬の有効成分を処方せんに記載することです。

一般名処方により特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

なお、令和6年10月より、患者さんの希望により一般名処方ではなく長期収載品（先発医薬品）を処方した場合は、後発医薬品との差額の一部が選定療養費として、患者さんの自己負担となります。

※医療上の必要がある場合には、この限りではありません。

この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

独立行政法人国立病院機構
米 沢 病 院 院 長